

一新規塗物之事、國大名之調度たり、其輕き梨子地蒔繪に不可過、妻女之乗物、挾箱長持等之類は、黒塗蒔繪之紋の上之結構不可致、其餘之輩は、黒塗輕き蒔繪、或はいつ懸等を用ひ、乗物は黒塗のし金物、又は天鷲絨包挾箱長持之類は、黒塗、或は溜塗を用べし、蒔繪之紋、無用之事、略○中

六月

〔憲教類典二之〕安永五丙申年三月十五日

酒井石見守御目付へ左之書付渡之

諸大名略○中 乗物日覆も、前々より羅紗相用候面々は格別、近來相用候分は、向後無用候、前々之通、

吳座相用可被申候、略○中

三月

右之趣可相觸旨、大目付江申渡候間、爲心得相違候、

〔徳川禁令考三十九〕天保十三寅年三月五日

諸家使者留守居等供立之儀に付御書付

越前守殿御渡

大目付江

諸家使者留守居等召連候、若黨共、兎角駕籠之者を廣場に置候も有之、駕籠切棒には候得共、仕立方乗物同様、腰黒に而、簾之縁江内廣之毛類、黒天鷲絨杯用候も相見候、右は形裏を飾候而已にて、如何之儀に有之、心得違之事に候、向後は可成丈不目立様質素にいたし、毛類、黒天鷲絨杯用ひ候儀も無用可致候、略○中

三月

〔續泰平年表〕天保十三年五月九日御觸、諸家之使者留守居等相用候、駕籠、腰黒、臺黒等無用、且又陪臣にて長柄相用候、義家、老人、番頭、物頭は不苦、留守居以